

埼玉県不法投棄等通報関係功績者表彰要綱

平成23年11月29日
産業廃棄物指導課長決裁

第1 目的

この要綱は、不法投棄等の発見、通報により、安心・安全な生活環境の保全に貢献し顕著な功績のあった個人、事業者、団体等を表彰し、もって安心・安全な生活環境の保全に関する取組を広報することを目的とする。

第2 表彰の対象

埼玉県内において不法投棄等を発見し、かつ、埼玉県への通報を行ったことにより、不法投棄等の解決に特に顕著な功績のあった個人、事業者、団体等とする。

第3 被表彰者の決定

被表彰者は、第4に定める埼玉県不法投棄等通報関係功績者選考委員会の議を経て部長が決定する。

第4 選考委員会

被表彰者の選考を公正かつ適正に行うため、選考委員会を置く。

第5 選考委員会の構成

選考委員会の構成は、産業廃棄物指導課長、副課長（総務担当及び監視・指導担当）及び主幹（監視・指導担当）とする。

第6 表彰の方法

表彰状及び副賞を贈呈することにより行う。

第7 表彰の時期

表彰の時期は、その都度定めるものとする。

第8 事務局

この表彰に関する事務は、産業廃棄物指導課が行う。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、産業廃棄物指導課長が定める。

附 則

この要綱は、決裁日から実施する。